

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事ー806	承認日	2005.4.7	1/1
医師賠償保険の責任範囲に関する規則					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1. 本規則は使用者責任に基づく賠償の範囲と対応について定め、賠償発生に伴って生ずる全ての事務処理に際し、準拠すべき事項を定め円滑な運営に資することを目的とする。

2. 責任範囲

法人が加入する医師賠償保険の賠償範囲は保険契約内容に基づき定められるが、以下の内容も含まれる。

- (1) 介護療養病棟
- (2) 法人所属外のパート勤務医

3. 法人外事業所での取扱い

法人所属の医師が法人外で勤務もしくは研修する場合の対応については以下の通りとする。

- (1) 法人加入の賠償保険の賠償範囲からは除かれるので、勤務、研修先の加入保険の賠償範囲に含まれることを確認する。
- (2) 勤務、研修先の加入保険の賠償範囲に含まれない場合は、法人として個別の賠償保険に加入し費用を負担する。

4. 医師の個人責任

使用者責任は管理者の監督責任に属する一般的注意義務の範疇を指すので、これから逸脱する故意や重過失の場合は、医師個人の責任が問われる場合がある。

2005年4月7日